

お知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の窓口を変更

福祉政策課

☎229-3150 📠229-3334

3月31日をもって津市の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の専用コールセンターと、メッセージング・みえ2階の生活・暮らし支援臨時特別給付金推進室での受け付けは終了しました。4月1日以降は引き続き福祉政策課と各総合支所市民福祉課(福祉課)で受け付けます。
※臨時特別給付金支給要件確認書に同封した返信用封筒は福祉政策課に転送されますので、そのままご使用ください。



通話録音装置の試行導入

内部統制室

☎229-3206 📠229-3347

公正公平な市政の確保と行政サービス向上のため、4月1日から津市役所の一部の電話に通話録音装置を設置します。対象の電話では録音する旨をアナウンスします。

事業所の皆さんへ

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出

市民税課

☎229-3130 📠229-3331

給与支払報告書を提出した人や、現在給与から市・県民税を特別徴収している人が、4月1日現在退職や転勤などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、4月15日(金)までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

提出がないと、納入された金額と津市の台帳の金額が一致しないだけでなく、従業員への納税通知書が発行されなくなりますので、必ず期日までに提出してください。

い。届出書は津市ホームページからもダウンロードできます。

納入通知書(介護保険料仮徴収額決定通知書)を送付

介護保険課

☎229-3149 📠229-3334

65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)のうち、令和4年4月または6月に介護保険料の徴収方法が普通徴収(納付書または口座振替による納付)から特別徴収(年金からの天引き)に切り替わる人には、4月1日に令和4年度納入通知書(介護保険料仮徴収額決定通知書)を発送します。 ※令和3年度の介護保険料を特別徴収で納付していただいている人には送付されません。

仮徴収とは

市民税の課税状況や前年の合計所得金額等に基づき介護保険料の金額が決定するまでの間(8月納期まで)に、暫定的な介護保険料で徴収することです。暫定的な介護保険料は、原則、前年度中に適用された所得段階別の保険料額を基準として算出した額になります。ただし、仮徴収が発生するのは特別徴収の人のみです。

なお、令和4年度介護保険料額(年額)については7月中旬に別途通知します。



津市マイナンバー特設窓口「マイナ・ステーション」

市民課

☎229-3198 📠221-1173

2月14日からアスト津4階に開設したマイナ・ステーションでは、マイナンバーカードに関する各種手続きを受け付けています。カードの受け取りに限り予約が必要です。事前に津市ホームページから、または電話で市民課へ予約してください。



全国の瞬時警報システム(J-ALERT)の情報伝達試験を行います

危機管理課

☎229-3281 📠223-6247

全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達試験を毎月第4水曜日の12時45分に実施します。ただし、5月・8月・11月・来年2月は、国が行う全国一斉試験に合わせて実施します。詳しくは津市ホームページでお知らせします。

試験時は、市内各所に設置されている防災行政無線のスピーカーから試験用の放送が一斉に流れます。また、津市防災情報メールに登録している人には試験メールが配信されます。

4月1日から津市防災情報メールの配信元が変わります

危機管理課

☎229-3281 📠223-6247

津市では、災害時の避難情報や防災行政無線で放送された内容をいち早くお伝えするため、携帯電話などへ防災情報メールの配信サービスを行っています。配信元が変わるため迷惑メールフィルターを設定しているとメールが届かない可能性がありますので[tsu-city@raidan2.ktaiwork.jp]からのメールを受信できるよう設定してください。また、新規登録を希望する人は、専用フォームから登録してください。



指定された小中学校・義務教育学校へ就学を

教委学校教育課

☎229-3245 📠229-3257

津市教育委員会では、登録されている住所によって、就学すべき学校を指定しています。実際に住んでいない所に住所を登録し、その校区の学校に子どもを通わせることはできません。このような場合は、事実を確認し、本来の指定校に通学していただくことがあります。